

令和3年八千代市農業委員会

第11回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和3年八千代市農業委員会第11回総会議事日程

開催日時	令和3年11月5日(金)午後2時00分～午後2時37分
開催場所	八千代市役所旧館4階 第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第5号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第5号	農用地利用配分計画案の作成に伴う意見聴取について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (12名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	4 鈴木正範
5 安原清	6 將司実	8 佐藤孝之
9 花島淳	10 立石勝則	11 稲垣哲也
12 間野恵一	13 齋藤孝一	14 小名木伸雄

(欠席委員: 3 島村隼人 7 加茂太郎)

◆出席農地利用最適化推進委員 (13名)

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中基保美	12 今井茂
13 櫻井正浩		

◆事務局（5名）

局長 村田 順儀 次長 小林 直樹 主査 中尾 通彦
主任主事 樽見 侑樹 主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 1名（定員3名）

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、12名、推進委員は13名中、13名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第11回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>傍聴人の方をお願いします。傍聴人の方は、傍聴証の裏面にある記載事項を守り、傍聴くださるようお願いします。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>8番 佐藤委員、9番 花島委員、両委員をお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案朗読
局長	<p>本件は、10月29日、地区担当の鈴木推進委員、11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。緑が丘西一丁目の畑1筆で、八千代緑が丘駅の西約520メートルに位置しています。</p> <p>対象地は生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしていましたが、故障により、今後耕作を続けることが困難となったため、市長に対し買取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買取り申出に際し、生産緑地法第10条の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>鈴木美登推進委員どうぞ。</p>
鈴木推進委員	<p>6番 鈴木です。</p> <p>去る10月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、事由発生者が故障したことにより、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買取り申出をしたいとの事であり、事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについては、問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>
議長	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の1番について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号の1番については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、10月29日、地区担当の稲垣委員と中基推進委員、11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。萱田町萱田道の畑1筆で、大和田中学校の東約60メートルに位置しています。</p> <p>対象地は生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしていましたが、故障により、今後耕作を続けることが困難となったため、市長に対し買取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買取り申出に際し、生産緑地法第10条の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>中基推進委員どうぞ。</p>

中基推進委員	<p>11番 中基です。</p> <p>去る10月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、事由発生者が故障したことにより、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買取り申出をしたいとの事であり、事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについて、問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号の2番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>
議長	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の2番について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号の2番については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、申請番号1番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1番 申請代理人入室】</p>

議長	申請代理人の方でよろしいですか。
申請代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 まず、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、10月29日、地区担当の鈴木委員、綱島推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図3ページをご覧ください。勝田大作の畑1筆で勝田台病院の南約210メートルに位置しています。土地利用計画図は次の4ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請地において宅地開発の計画があり、開発事業予定者と八千代市教育委員会が協議した結果、申請地は埋蔵文化財包蔵地のため、開発事業前に埋蔵文化財の試掘調査が必要であるため、申請に至っていません。</p> <p>申請内容は、八千代市教育委員会が埋蔵文化財の試掘を行うため、土地を使用貸借し、農地の一時転用申請を行うものです。</p> <p>なお、試掘の終了後には農地に復元しますが、その後、宅地開発を目的とした開発許可の取得及び農地転用許可申請を予定しているとのことですので。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタール以上あり、第1種農地に該当します。一方で、水管、ガス管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域にあること、また申請地からおおむね500メートル以内に2か所の教育施設、医療施設があることから、第3種農地にも該当します。</p> <p>このような場合には第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>次に、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、試掘費用は予算の範囲内で八千代市教育委員会の負担で行うこととなります。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人は、いません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、申請地の近隣に農地がありますが、隣接地沿いを避けて掘削し、土砂等の流出を防止することを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 鈴木正範委員どうぞ。</p>
鈴木正範委員	<p>4番 鈴木です。</p> <p>去る10月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明のあったとおり、今回は、開発前に埋蔵文化財の試掘を行う必要があるため、一時転用して調査を行うこととなりますが、調査後に農地へ復元することとなりますので、申請については、問題ないと考えております。</p> <p>委員の皆さまの審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。10番 立石勝則委員。</p>
立石勝則委員	<p>10番立石です。一点だけ質問させてください。仮に文化財が出土して本調査になると、調査費用は事業者持ちになると思いますが、その場合でも開発事業は継続する意思はありますか。</p>
申請代理人	<p>そのことについては、先日の現地調査の際も、地主と事業者とそのような話し合いをしまして、本調査になった場合の事業者と地主の費用負担の割合の取決めまではしておりませんが、事業をやめるということは、現時点ではありません。</p>
議長	<p>立石委員よろしいですか。</p>
立石勝則委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦勞様でした。申請代理人は退室してください。</p> <p>【1番 申請代理人退室】</p>

議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第2号について、討論・採決を行います。討論ありませんか。</p> <p>【討論なしの声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、10月29日、地区担当の今井推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の5ページをご覧ください。保品大埜の田1筆で、少年自然の家の南約370メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても、永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題はありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積が17,125平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題</p>

<p>議長</p>	<p>はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>今井推進委員どうぞ。</p>
<p>議長</p>	<p>1 2 番 今井です。</p> <p>去る 1 0 月 2 9 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 3 号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第 3 号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>

議長	<p>議案第4号「農用地利用集積計画審議の件」及び議案第5号「農用地利用配分計画案の作成に伴う意見聴取について」は関連する案件であるため、説明のみ続けて行います。それでは、事務局は概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（議案第4号）</p>
局長	<p>お手元の資料で右上に「別紙1」と記載のあります、令和3年第11回総会議案第4号案内図をご覧ください。</p> <p>場所は、島田谷津の田1筆で、やちよ農業交流センターの西約290メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で、期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>なお、農地中間管理機構に対しての貸付になるため、利用集積計画要件の確認はありません。</p>
次長	<p>続けて、議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号「農用地利用配分計画案の作成に伴う意見聴取について」を説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の手續につきましては、貸し手と農地中間管理機構、農地中間管理機構と借り手の2段階の貸し借りをまとめて行う一括方式がありますが、本案件は、これらの手續を2段階に分けて行う従来方式をとっています。そのため、議案第4号の「集積計画」と議案第5号の「配分計画案」という、2つの計画が必要となります。</p> <p>それでは、配布資料の別紙2をご覧ください。</p> <p>この資料は、市の農政課が作成した農用地利用配分計画案となります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農地中間管理機構から、市に対し、農用地利用配分計画案を作成させ、農地中間管理機構に提出するよう求められております。</p> <p>また、第19条第3項では、「その農用地利用配分計画案について、市は農業委員会の意見を聴くもの」と規定されていることから、本総会において、委員の皆様からご意見を伺いたいとするものです。</p> <p>表紙をめくっていただき、A4横の表をご覧ください。</p> <p>この表は、農地中間管理機構から農地を借り受ける内容が記載されています。</p> <p>表の見方として、一番上の枠「権利の設定を受ける者」は、借り手の農事組合法人島田です。</p>

	<p>その下、左側「権利を設定する土地」は、議案第4号と同じ島田の農地1筆となります。</p> <p>その右側「設定する権利」は、使用貸借の新規設定で、水田として利用し、期間は、令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年です。</p> <p>権利の設定を受ける法人島田は、現時点で、この配分計画案に同意しているとのこと。</p> <p>今後の事務の流れといたしましては、本総会で意見を聴取した後、農政課が配分計画案を農地中間管理機構に提出します。そして、農地中間管理機構が正式な配分計画を千葉県知事に申請し、認可されますと、権利が設定されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	<p>議長、補足で説明をしてもよろしいですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
事務局	<p>補足で説明いたします。今回の貸借権の設定は、法人島田による国の農地耕作条件改善事業の活用を目的としております。</p> <p>事業内容は暗渠排水設備の整備で、事業面積は約1ヘクタールです。総事業費は約350万円、その約2分の1が補助されます。</p> <p>事業要件として、農地中間管理機構を通した担い手への集積が必要となるため、今回の貸借権設定となりました。</p> <p>残りの面積については、来月の総会にて議案として上がる予定となっております。補足は以上です。</p>
議長	<p>議案第4号及び第5号について、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、始めに議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>それでは、次に、議案第5号について、農用地利用配分計画案に対し、農業委員会として報告すべき意見はありますか。</p> <p>【意見なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、意見なしということで異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>議案第5号については、意見なしとして、市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について 農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番から3番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>

議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から5番）
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から10番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、令和3年度第5回広報委員会の報告及び八千代市農業委員会だより第47号の配付についての説明を、広報委員会の間野委員長からお願いします。
間野委員	<p>広報委員会委員長の間野です。</p> <p>去る10月8日、農業委員会総会終了後に令和3年度第5回広報委員会を開催しました。</p> <p>今回の会議では、校了前最後の校正について協議を行い、協議の結果、修正が必要な部分はないという結論に至りました。また、校了までに皆さんから意見等もありませんでしたので、前回の総会で皆さんにお配りしました原稿の内容で校了としました。</p> <p>本日、完成した農業委員会だよりを皆さんのお手元に配付していますので、後程ご覧いただければと思います。</p> <p>また、農業委員の皆さんには、担当地区の名簿と農業委員会だよりが入っている、黒い手提げ袋も配付していますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、農家の皆さんへ配付をお願いします。</p> <p>名簿は、取扱いに十分注意しながら、配付する際の記録簿としてご利用ください。なお、名簿に「郵送」と記載されている方につきましては、配付していただく必要はありません。</p> <p>皆さんお忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、農業委員会だよりは、事務局のカウンターに配置するほか、農協、</p>

	<p>「農業交流センター」及び「ふるさとステーション」にも配置していただく予定ですので、ご承知おきください。</p> <p>最後になりますが、配付が終わりましたら、「手提げ袋」と「名簿」は、必ず事務局へご返却くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会から報告及び説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、質疑を終わります。委員の皆さんにおかれましては、農業委員会だよりの配付にご協力をお願いします。間野委員長ありがとうございました。</p> <p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度第2回農業者年金加入推進対策会議の開催について ○「令和3年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会」の資料配付について ○「令和3年度経営力強化・農地集積促進シンポジウム」の開催について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 12月10日（金）午後1時30分から 市役所 新館6階 第4会議室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 12月1日（水）担当委員：加茂委員，佐藤委員 午後1時15分に事務局へ集合
議長	<p>以上で令和3年第11回総会を閉会します。</p>